4　法人の有する土地等で特定被災市街地復興推進地域内にあるものが前項第二号に掲げる場合に該当することとなった場合には、同号の保留地が定められた場合は租税特別措置法第六十五条第一項に規定する保留地が定められた場合に該当するものとみなし、かつ、同号の保留地の対価の額は同項及び同条第二項第一号に規定する保留地の対価の額に該当するものとみなして、同条第一項の規定を適用する。

5　法人が、土地開発公社に対しその有する土地等で次の各号に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡に係る土地等が独立行政法人都市再生機構が施行する当該各号に定める事業の用に供されるものであるときは、当該土地等の譲渡に係る租税特別措置法第六十二条の三の規定の適用については、同条第四項第二号に掲げる土地等の譲渡に該当するものとみなす。

一　特定被災市街地復興推進地域内にある土地等　被災市街地復興土地区画整理事業

二　特定住宅被災市町村の区域内にある土地等　都市再開発法による第二種市街地再開発事業

6　第一項又は第二項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定と租税特別措置法第三章第六節第二款の規定との調整その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条第一項中「（清算中の法人を除く。以下第二十一条までにおいて同じ。）」を削り、「第七項」を「第八項」に、「第十項」を「第十一項」に、「第十五項」を「第十六項」に改め、「（以下この条及び次条において「土地等」という。）」を削り、「被災区域である土地等」を「被災区域である土地又はその土地の上に存する権利」に改め、「（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。）」を削り、「同項第一号」を「法人税法第七十二条第一項第一号」に改め、同項の表の第一号中「前条第一項」を「第十八条第一項」に、「土地等」を「土地若しくは土地の上に存する権利（次号及び次項において「土地等」という。）」に改め、同条第四項中「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同条第十三項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項前段」を「第六項及び第七項前段」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第九項」を「第十項」に、「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第六十五条の七第七項及び第八項」を「第六十五条の七第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第一項の規定の適用を受けた買換資産については、第十八条の七第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第五十三条第一項各号に掲げる規定（同法第四十六条から第四十六条の三まで及びこれらの規定に係る同法第五十二条の三の規定を除く。）は、適用しない。

第二十条第一項、第二項第二号、第四項第二号及び第七項中「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に改め、同条第八項中「前条第七項」を「前条第八項」に、「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第十四項中「土地等」を「土地又は土地の上に存する権利」に、「次項」を「第十六項」に改め、同条第十八項中「前二項」を「第十五項及び前二項」に、「第十五項まで」を「第十四項まで及び第十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「同条第七項及び第八項」を「同条第十七項及び第十八項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「前条第十項」を「前条第十一項」に、「第十七項」を「第十八項」に、「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十三項中「前条第八項」を「前条第九項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「同条第七項及び第八項」を「同条第八項及び第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第六十五条の七第七項」を「第六十五条の七第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第六十五条の七第六項」を「第六十五条の七第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六十五条の七第五項」を「第六十五条の七第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六十五条の七第四項」を「第六十五条の七第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第六十五条の七第三項」を「第六十五条の七第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第六十五条の七第二項」を「第六十五条の七第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第六十五条の七第一項」を「第六十五条の七第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第六十五条の七第一項」を「第六十五条の七第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第六十五条の七第一項」を「第六十五条の七第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第六十五条の七第一項」を「第六十五条の七第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第六十五条の七第一項の規定の適用を受けた買換資産については、第十八条の七第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第五十三条第一項各号に掲げる規定（同法第四十六条から第四十六条の三まで及びこれらの規定に係る同法第五十二条の三の規定を除く。）は、適用しない。

3　第六十五条の七第一項の規定の適用を受けた買換資産については、第十八条の七第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第五十三条第一項各号に掲げる規定（同法第四十六条から第四十六条の三まで及びこれらの規定に係る同法第五十二条の三の規定を除く。）は、適用しない。

4　法人の有する土地等で特定被災市街地復興推進地域内にあるものが前項第二号に掲げる場合に該当することとなった場合には、同号の保留地が定められた場合は租税特別措置法第六十五条第一項に規定する保留地が定められた場合に該当するものとみなし、かつ、同号の保留地の対価の額は同項及び同条第二項第一号に規定する保留地の対価の額に該当するものとみなして、同条第一項の規定を適用する。

5　法人が、土地開発公社に対しその有する土地等で次の各号に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡に係る土地等が独立行政法人都市再生機構が施行する当該各号に定める事業の用に供されるものであるときは、当該土地等の譲渡に係る租税特別措置法第六十二条の三の規定の適用については、同条第四項第二号に掲げる土地等の譲渡に該当するものとみなす。

一　特定被災市街地復興推進地域内にある土地等　被災市街地復興土地区画整理事業

二　特定住宅被災市町村の区域内にある土地等　都市再開発法による第二種市街地再開発事業

6　第一項又は第二項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定と租税特別措置法第三章第六節第二款の規定との調整その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条第一項中「（清算中の法人を除く。以下第二十一条までにおいて同じ。）」を削り、「第七項」を「第八項」に、「第十項」を「第十一項」に、「第十五項」を「第十六項」に改め、「（以下この条及び次条において「土地等」という。）」を削り、「被災区域である土地等」を「被災区域である土地又はその土地の上に存する権利」に改め、「（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。）」を削り、「同項第一号」を「法人税法第七十二条第一項第一号」に改め、同項の表の第一号中「前条第一項」を「第十八条第一項」に、「土地等」を「土地若しくは土地の上に存する権利（次号及び次項において「土地等」という。）」に改め、同条第四項中「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同条第十三項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項前段」を「第六項及び第七項前段」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第九項」を「第十項」に、「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第六十五条の七第七項及び第八項」を「第六十五条の七第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第一項の規定の適用を受けた買換資産については、第十八条の七第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第五十三条第一項各号に掲げる規定（同法第四十六条から第四十六条の三まで及びこれらの規定に係る同法第五十二条の三の規定を除く。）は、適用しない。

第二十条第一項、第二項第二号、第四項第二号及び第七項中「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に改め、同条第八項中「前条第七項」を「前条第八項」に、「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第十四項中「土地等」を「土地又は土地の上に存する権利」に、「次項」を「第十六項」に改め、同条第十八項中「前二項」を「第十五項及び前二項」に、「第十五項まで」を「第十四項まで及び第十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「同条第七項及び第八項」を「同条第十七項及び第十八項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「前条第十項」を「前条第十一項」に、「第十七項」を「第十八項」に、「土地等」を「土地又はその土地の上に存する権利」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十三項中「前条第八項」を「前条第九項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「同条第七項及び第八項」を「同条第八項及び第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第六十五条の七第七項」を「第六十五条の七第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第六十五条の七第六項」を「第六十五条の七第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六十五条の七第五項」を「第六十五条の七第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六十五条の七第四項」を「第六十五条の七第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第六十五条の七第三項」を「第六十五条の七第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第六十五条の七第二項」を「第六十五条の七第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第六十五条の七第一項」を「第六十五条の七第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第六十五条の七第一項」を「第六十五条の七第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第六十五条の七第一項」を「第六十五条の七第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第六十五条の七第一項」を「第六十五条の七第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、前項の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は同欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合には、当該事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項及び第十一項において「供用年度」という。）の当該減価償却資産に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下第二十六条の四までにおいて「償却限度額」という。）は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該減価償却資産の普通償却限度額（同